

第2回

公害防止計画制度のあり方に関する検討会 議事録

平成22年2月15日（月）

第2回 公害防止計画制度のあり方に関する検討会

平成22年度2月15日（月）10：00～11：48

経済産業省別館 1038会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
3. 閉 会

配 付 資 料

- 資料1 公害防止計画制度の見直しに係る地方公共団体に対するアンケート調査結果について
- 資料2 公害防止計画制度の今後のあり方に関する本検討会取りまとめの方向性（骨子案）
- 参考資料1 第1回公害防止計画制度のあり方に関する検討会議事録

午前10時00分開会

○小森計画官 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。議事次第、それから資料1として、公害防止計画制度の見直しに係る地方公共団体に対するアンケート調査結果について。資料2といたしまして、公害防止計画制度の今後のあり方に関する本検討会取りまとめの方向性（骨子案）。参考資料として、第1回公害防止計画制度のあり方に関する検討会議事録。足りない資料はございませんでしょうか。足りない資料がございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、委員のお手元には、ほかに第1回検討会の際の資料を置かせていただいております。

本日の検討会につきましては非公開で行い、議事録につきましては、後日内容を確認していただいた上で、環境省ホームページで公開したいと考えております。第1回検討会資料につきましては、このファイルを会議終了後、そのまま置いておいていただければ幸いです。

それでは、今後の議事進行は座長にお願いしたいと思います。小林座長、よろしくお願いいたします。

○小林座長 皆さん、おはようございます。それでは早速でございますが、議事を進行させていただきたいと思っております。

本日の終了時間は12時という予定になってございますので、ひとつよろしく申し上げます。

本日は、議事1が、公害防止計画制度見直しについての地方公共団体のアンケート調査の結果についてということが1つ、それから議題2が、公害防止計画制度の今後のあり方について、この2つの議題で今日ご議論いただくわけでございますが、おのおのについて事務局のほうでご説明をいただいた後、各委員の皆様方、人数が少ないので全員のご発言をそのたびに少しずつお願いをした上で、最後にフリートalkingという手順でお願いしたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。

それでは、第1の議題でございます公害防止計画制度の見直しについての地方公共団体に対するアンケート調査結果につきまして、事務局のほうからご説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○小森計画官 それでは、資料1についてご説明申し上げます。

公害防止計画制度の見直しに係る地方公共団体に対するアンケート調査結果でございます。

表紙をめくっていただきまして1ページ目でございますが、環境省では、昨年12月に現在公害防止計画を策定している24都府県及び総務大臣指定事業を実施している10県市を対象に

アンケート調査を行いました。

設問は2つございまして、そのうち最初の設問が1にございます制度の見直し方針は定まっていますが、以下のような選択肢があり得ると考えています。具体的に、環境の保全等の観点からどのような見直しをすべきと考えますかという公害防止計画のあり方そのものについての設問でございます。

回答された意見そのものは、資料1の4ページ以下に、横長の表に公害防止計画策定地域と総務大臣指定事業実施地方公共団体に分けて掲載してございますが、これを事務局において類型別に分けて整理し、意見の下に並べてございます。

最も多かった意見は、現行制度の必要性は低くなりつつあるが、地域の実情に応じた公害対策が講じられるような制度とすべきであり、地方自体の環境基本計画を公害防止計画にかわるものとするか、または地域の重点課題に絞り込むなどして、公害財特法の財政措置を受ける形が望ましいという計画制度について、記載内容について全国一律に公害分野すべてを網羅したものを求めるというのではなくて、もう少し地域の実情に応じた自由度を認めたものにした上で存続させていくべきというご意見でございました。

次に、多かった意見は、廃止も含めて抜本的な見直しが必要であるというご回答でございます。次に、(3)でございますが、今後も現行の計画制度が必要であるというご回答をいただいております。

さらに、政令都市の長による策定も可能とすることや公害財特法の財政措置拡充を行っていただきたいという回答を自治体からいただいております。

設問の2つ目でございますが、公害財特法の期限が延長されなかった場合、何らかの問題が発生しますか。発生するとすれば、具体的にはどのような問題ですかという問いを、公害防止計画制度そのものではありませんが、それと密接に関わる問題として立てさせていただきました。

意見のところでございますのが、最も多かったのが、下水道事業の進捗等に大きな支障が出るという回答をいただいております。下水道については、財特法、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律により、国庫補助金の負担率や地方債の元利償還金について、地方交付税の基準財政需要額への算入率がかさ上げされていますが、これがなくなることにより支障が生じるという回答でございました。

次に多かった回答は、港湾のしゅんせつ事業または河川しゅんせつ事業を行っており、今後の事業実施に支障を来すおそれがあるというものでございまして、さきに述べた国庫補助金の

負担率、地方交付税の基準財政需要額への算入率の問題に加え、特に漁場のしゅんせつ覆砂事業などにつきましては、起債そのものが行えなくなることにより、事業実施に支障を来すおそれがあるというものでございます。

次に、廃棄物処理施設整備事業を行っており、大きな支障が生じるという回答がありました。廃棄物につきましては、平成17年度に見直しが行われており、補助率のかき上げを平成17年度までに定められた公害防止計画に記載されたものを除き、既に廃止しておるところでございます。しかしながら、平成17年度までに定められた公害防止計画に基づく事業を継続している自治体などから意見が出ているところでございます。

次に、3ページの(4)でございますが、これまで行ってきた事業などにより、一定の成果を上げていることから直ちに問題が発生することはないが、今後新たな課題が発生した場合、対応等に遅れが生じるおそれがあるという回答をいただいているところでございます。

最後に(5)でございますが、土地改良事業を行っており、事業継続が困難となる。また、今後のカドミウム汚染濃度の基準が下がれば、新たな公害防止対策事業が必要となる地域が増えることが予想されるという回答がありました。

回答数としては、類型化した項目の中で最も少なくなっておりますが、これは農林水産省や当初の土壤環境課が大変懸念しているのと対照的な結果となっているわけでございますが、第1回検討会で議論となった今後のカドミウムの成分規格の強化をめぐる動きについての情報知識について、中央省庁と自治体の間に伝達速度の違いといったものがあるのかなと考えているところでございます。

4ページ以下には、地方自治体からいただいた回答をそのまま掲載しておりますが、各自治体ごとの回答の紹介は省略させていただきまして、以上で資料1についての説明を終わらせていただきます。

○小林座長 ありがとうございます。

このアンケート結果につきまして、各委員のほうから少しずつコメント、印象をお話しいただければと思います。

まず最初でございますが、浅野先生のほうから。

○浅野委員 すべての自治体、都道府県から意見をもらっているわけではないので、若干その点が弱いという面はありますが、公防計画については、制度廃止に対する賛成が多いかと思ったらそうでもないという結果が出たことは、ある意味では意外です。しかし、これだけの意見があるということを念頭に置いて議論せざるを得ないと思います。

今後の議論の進め方を考えるときに、一度知事会とも意見調整を試みる必要があるかもしれません。知事会としてどういう意向かということですね。こういうデータが出ている中でどうかということへの理解を求めるということも含めてです。これが半分以上の都道府県を対象にしているのであればより強く主張できるのですが。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、岩崎委員から順番に。

○岩崎委員 私自身は、そろそろ廃止をしていいのかなと個人的には思っていたんですけども、今回のアンケートを見させていただくと、やはり必ずしもすべて廃止というところは少なく、どちらかと言えば、現在の各地方自治体がつくっている環境基本計画を公害防止計画にかわるものとして認めてほしいということで、そういう中でまだ存続してほしいという意向が強かったのかなと。この多くのアンケート結果に関しては尊重しなくてはいけないのではないかという気がいたしております。ただ、なかなか全体の状況がまだ見えないところもあって、その辺が地方分権との関係であるとか、その辺がどうもすっきりしてこないところもあるので、ここだけで議論ができるのかなというのが実際心配しているところでございます。

以上です。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、岡田先生。

○岡田委員 岡田でございます。前回は都合により欠席させていただきまして失礼いたしました。

前回の議論まだ、議事録で見させていただきただけで十分理解しているかどうかわからないので若干心配ですが、一応今日のアンケートについて意見を述べさせていただきます。

見たところ、やはり意外なくらい必要だということがたくさん出ているというふうに驚きました。驚いたというか、そんなものかなと思いました。例えば、意見の1ページですが、1とか2とか、地域の実情に応じた公害対策が講じられるような制度にするとか、抜本的な見直しが必要だというふうに書いてあるとおり、必要なだけけれども、やはり内容は変えていかなくちゃいけないということで一致しているのだろうというふうに思います。

そういう意味におきまして、前回の議事録を見せていただいても、やはり制度自身よりもその内容を変えていくべきであるという議論を読ませていただいて、私もそのとおりだと思いました。その結果と同じことがここにやはり出ているのではないかというふうに感じました。

ただ1つ気になるのは、1と2のリンクですね。要は、2のお金があるから必要だというの

が実は、これ言っていないかどうかわかりませんが、裏に十分隠れているのではないかというか、出ているという、そういう意味において、例えば2の特例措置がなくなれば要らないという自治体もあるのではないかと。その辺のリンクがアンケートから読み取れるかどうかというのはちょっとわかりませんが、それがもしわかればありがたいと。聞きにくいことだと思いますので難しいとは思いますが、以上です。

○佐藤委員 佐藤でございます。アンケートを読ませていただきました。これが始まってから40年経つわけですから、そういう意味で同じことをまた続けていくということに関しては、皆さん同様に同じことを続けていく必要はないと思います。そういう意味では、コンセンサスは得られているのかなと思います。問題はこの中身だと思うのですね。結局はお金の問題、どこもお金がなくなっていますので、新しい枠組みでもって選択と集中みたいなことが必要になってきているのだらうと思います。

ただし、具体的にどうすればいいかということは、このアンケートをまじめに書いているところとそうでないところもあって、全部を足して2で割ってこれでいいのかなというところがちょっとあります。ですから、最初小林座長がおっしゃったように、もしかして実務じゃなくて、もっと上のほう、例えば県のトップの方とか、そういう方々に本当はどうかということを知りたいのかもしれない。どうしても、実務のほうに行くとお金が欲しいから続けなさいみたいな、やや慣性の法則的なところがあるようなので、そこら辺は仕分けして考えなきゃいけないのかなと思っています。

○谷口委員 谷口でございます。最初にちょっと、浅野先生もご指摘されたことなんですけれども、確認なんですけれども、これ24プラス10のサンプルというのは、依頼された自治体からは全部回答が返ってきているという理解でよろしいですか。それで、公害防止計画をつくっているところに全部カバーされたということですね、わかりました。

拝見していて思ったのは、もう大分重なってしまうのですけれども、やっぱり事業の継続ということがかなり皆さん頭にあるみたいで、それで第1回のときはやっぱり廃棄物処理施設の事業の中でもそこに議論がけっこう集中したのですが、下水道とか港湾とかが結構実は地方では事業の継続に影響が出てきそうだというふうなことが言われているということですね。中途半端にとめてしまうと第2東名じゃないですけれども、かえって無駄が発生するようなこともまた発生しかねないので、そのあたりの判断というのは非常に難しいなというところですね、ケース・バイ・ケースで判断していくしかないのかなというふうに思いました。

あと、自治体の方によっては、やっぱり市町村の役割は何なのかとか、県の役割は何なのか

というふうなことを、それぞれの役割は何なのかということをやっとよくわからなくなっているというか、そこをしっかりと議論したほうがいいのではいかというようなことが書かれているのも散見されます。

多分、後の議論とも関連するかと思いますけれども、場合によっては非常に問題があるケースは国が直接何か入っていけるような仕組みとか、ゴールインできるような仕組みも含めて、自治体のそれぞれの役割というか、それを再定義してあげるということも必要なのかなと思いました。

以上です。

○小林座長 ありがとうございます。

○丸山委員 丸山でございます。おはようございます。

今、皆さんがお話になったようでございますが、公害防止計画そのもの自体に対しては基本的には見直しほうがいいんじゃないかというのがこのアンケートの中から読み取れるところでございます。

それと、あと基本計画を策定している過程の中で原資になる、特財、これがやっぱり大きな影響を与えてきているのではないかというふうに考えております。その特財が今後廃止になるということになると相当の考え方が変わってくる、また自治体の立場とすると、国から細部にわたって言われなくても、環境基本計画など、それに変わるものにすでに整理されている部分もあるので、私が見る限りは廃止の方向で検討したらどうかというふうにこのアンケートを見させていただいたところでございます。

一部の自治体においては、しゅんせつとか下水道の整備、こういったものについて懸念される意見があるかと思いますが、これとまた財源あつてのことで公害防止計画の策定との話は別かなと思います。財源の話は別の議論の中でやっていくべきじゃないかなと思っております。

私のほうは、そのようなことでございます。

○小林座長 ありがとうございます。

○山下委員 山下と申します。前回お休みいただきまして大変失礼いたしました。私、今東京都の現職の職員でございますので、この検討会でどういう立場でお話をしようかなというふうにずっと考えていたのですが、少なくとも東京都もこのアンケートに意見という形で出させていただいておりますので、34分の1の意見ということと、現場を見ている職員の意見という形で若干お話をさせていただきたいと思っております。

先ほども浅野先生から全国知事会にというようなお話もございましたが、恐らく地方に意見

を照会する際に、首長まで上げて、首長の意見を踏まえての意見ということと、東京都の場合、私も上司に相談いたしましたけれども、知事にまでは少なくとも上げてはおりませんので、現場の職員の意見とでは相当温度差はあるというふうに思います。

と申しますのも、首都圏の自治体では8都県首脳会議という形で年に2回首脳が集まったの会議を行っておりますけれども、少なくともその場では似たような地方分権の議論が環境問題以外にも出ておりますが、ほとんどの首長は地方に財源とも任せなさいというような意見をお話しして、そういう形で国へ要望という形をされておりますので、首長の意見という形になりますとどうしてもそういう流れは出るのかなというふうに思いますが、現場というか、よりその実務においていて話をいたしますと、今、いろんな先生からもご指摘があったように財源の問題と、もう一つはどこの自治体も現在は環境ということでは相当重点的に取り組んでおりますけれども、どうしてもマンパワーも限られがちでございますので行き届かないような問題、あるいは新たな課題、現場としてはわかっているんだけどなかなか一自治体では手が広がらない問題、そうした問題についてはやはり国のほうで一定程度の方向を示して、地方を巻き込んで進めていくというのが必要なのではないのかなと。

東京都も区市町村にいろいろ意見を聞きましたけれども、財源だけではなくて、今申し上げたような問題もあるというような形で意見が寄せられましたので、このアンケートにこういう形で出ている根底には、財源に加えてそういう問題があるのではというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○小林座長 どうもありがとうございました。委員の一人として、私もこれをずっと読ませていただいて気になったことは、まず1点はやっぱり財源との関係だろうと思うんですね。財源があるかないかによってこの公害防止計画を策定するかどうかというのは相当判断が厳しくなると。特に読ませていただいて感じたのは、ほとんどの都道府県でも既に環境基本計画をつくられているところがほとんどなんです。すると、いわゆる国からの財源がなければその基本計画で十分計画が立てられるということになるので、この公害防止計画というのは存在価値がないという雰囲気、今まで私自身がいろんな都道府県の方とお話ししていると廃止論というのは大変強かったと思うんですね。ところが、実際にアンケートをとってみると、残してほしいというのが相当ふえています。それも大体財源絡みという感じがします。ですから、やはり財源との関係でどう考えていくか、その財源と含めて国との関係がどうなのかというのがこのアンケート結果の言外にあるのではないかなという感がしました。

もう一つこれ、集計する段階で私大変気になったのは、今回の地方分権は税源移譲の中で、税源移譲したことによって各都道府県が財政的にどういう状況になっているのかによって、そういう視点からこのアンケート結果を整理し直してみると大分状況が変わってくるのではないかと。というのは何かと言うと、例えば首都圏とか大阪を含めた、いわゆるある程度地方財政が豊かなところについては要らないという意見が結構出てくるんですね。

ところが、地方財政的に厳しくなっている県にとってはこういう特別な措置、地方交付金が出てくるといふところが必要だというふうなイメージ、そういう視点でこの府県を財政指数か何かで整理し直してみると大分見えてくるのかなという感がいたしました。そういうふうな整理も重要ななと感じたわけでございます。

一応、今のところはこういう印象でということ。

○浅野委員 今、改めて丁寧に結果を見たのですが、全く現行制度のままで続けろという意見が多いというわけではないですね。続けろと言ってもやり方は変えてほしいという意見はある。それから、前から感じていたことがある程度意見として出てきていると思うことは、県の事務とされてはとてまならない。公防地域の市町村にとってはとても価値がある制度であるのだけれども、こういうような一面があるわけでしょう。だから、一政令指定、一中核市だけを対象とするような公防計画について県が仕事をしなきゃいけないという制度であるためにこの負担がたまらんと。ちゃんと実力がある自治体ならそこでやってもらえばいいのではないかというようなニュアンスの意見出ているように感じられる。ですから、この点を考えなくてはいけない。今のように知事に全部仕事をさせるという構造でいいかどうかということは考え直さなければいけないだろうと思います。

○小林座長 ありがとうございます。

今、浅野先生が言われたことで私もちょっと気になったのが、先ほどほかの委員の方が言われたと思うんですが、このアンケートを受け取った公害部局が自分のところだけで答えを書いたのか、関係部局に照会したのか、これが相当違うなというか、中には書いてあるので見ているとこれは照会したなというのがわかるし、照会しないで独自に書いているなという感もしました。その辺もちょっと印象的に違うなど。

それから、もう1点、実は今浅野先生以下、何人かの方が知事会にかけてはという話があったんですが、実は私、知事会にかけるのはあんまり賛成じゃないんです。本音は何かと言うと、今知事会は地方分権型に動いているんですね。地方分権の中で、知事会としては今さら特財をつけてくれとか、補助金が欲しいとか、そういうことは一切言えないというのが大前提になっ

で動いているのですね。以前も私ちょっと、そういう点で今の地方分権のやり方について問題があるよということを私どもの知事に申し上げたことがあるのですが、それが今現実に出てきているという感があるので、実はある都道府県に、何県かにその辺の話を申し上げたんですが、今の段階で、知事会としてはもう今さら国に補助金を欲しいとは言えないということが出てくるので、知事会に聞くとまた建前論が出てくるなという感はしています。そういうことを踏まえて次の議論に移りたいと思います。

それでは、議題の2になりますが、本検討会の取りまとめ方向についてご説明いただきます。
○小森計画官 それでは、資料2の公害防止計画制度の今後のあり方に関する本検討会取りまとめの方向性（骨子案）につきましてご説明申し上げます。

本資料は、第1回検討会におけるご議論、及び資料1のアンケート調査結果を踏まえて、事務局において、座長とも相談させていただきながら、この検討会の報告書のアウトラインはこのようなものかどうかといったところを整理してみたものでございます。これをたたき台に本日ご意見をいただき、それをもとに座長初め、皆様とご相談させていただきながら報告書案を作成し、次回の検討会において概ね取りまとめさせていただければと考えております。

それでは、資料2の内容に沿ってご説明申し上げます。

1でございますが、本検討会における検討の背景として、現行のすべての公害防止計画は、平成22年度限りで期限を迎えること。また、財特法も、平成22年度限りで期限を迎えること。平成21年10月に地方分権改革推進委員会第3次勧告が出されたことへの対応。公害防止計画制度が創設されてから40年程度経過していることなどから、こうした背景を踏まえて、公害防止計画制度全体を見直し、今後の当該制度のあり方について検討することとしているところでございます。

2でございますが、現行の公害防止計画制度について、目的としては、公害対策を総合的に講ずることを目的としていること。公害防止計画の策定指示は、公害防止対策の中に国の施策に直接関わる問題があること。公害から人の健康の保護を図る等ナショナルミニマムの確保という2点を踏まえて設けられた仕組みであること。公害防止計画策定の法的効果は、財特法に基づく特例措置と、ほかの法令に基づく地方計画制度との整合確保の2つに整理できることを確認してございます。

1枚めくっていただきまして2ページに入りますが、公害防止計画制度の見直しの必要性については、まず制度目的については、公害が著しい地域においては、公害防止計画制度により公害対策が総合的に講じられ、典型的な公害問題はほぼ解決し、同制度は、これまでの我が国

の公害対策として十分な役割を果たし、その目的は相当程度達成しているのではないか。一部には、公害防止計画の特例措置の効果が必ずしも効率的に発揮されていないと考えられる事例もあるものの、必ずしも公害対策を総合的に講ずることの必要性が否定されるものではなく、公害防止計画制度の存続を求める地方公共団体の意見も多いことから、公害防止計画を単に終了するのは不適切で、制度趣旨に即した適切な公害対策に資する制度枠組みへの改正が必要であると結論づけているところでございます。

次に、国の関与につきましては、公害防止対策の多くは、基本的に地域ごとに、個別の公害分野ごとの制度の運用の中で対応していること。当該地域における公害防止対策と国の施策との関係の整合を確保する必要性や、公害から人の健康の保護を図る等ナショナルミニマムの確保を図る必要性が減少しており、国と地方の役割分担については見直すことが必要と結論づけております。

次に、計画の効果につきましては、財政上の特例措置につきましては、例えば水質について環境基準が達成されている地域においても、下水道事業について補助率のかさ上げ等がなされるなど、具体的に当該地域で問題となっている公害以外の公害に対する事業にも適用されるため、当該特例措置の効果が必ずしも効率的に発揮されていないと考えられる事例もある一方で、財特法の延長を求める意見、公害防止計画制度とは別であっても何らかの財政措置が必要という意見がありました。

他の法令に基づく地方計画との整合確保については、運用上の課題や効果について問題視する意見はなかったと。こうしたことから、財政法の期限切れについては、今後の公害防止事業の推進に支障が出ないように十分検討することが必要であり、他の法令に基づく地方計画との整合確保は引き続き必要であると結論づけてございます。

3ページの公害防止計画制度の見直しの方向性についてでございますが、都道府県知事の裁量を高め、地域において総合的な対策を講じやすい計画制度に移行させていくこととしております。

具体的に計画の枠組み関係でございますけれども、地方分権改革推進委員会の第3次勧告、前回の検討会の参考資料の40ページでございますけれども、その末尾にありますように、計画策定の義務づけを緩め、少なくとも努力義務化する、そういう措置は必要ではないかと。また、国の指示によらずとも都道府県知事が自由に策定可能とし、環境大臣による策定指示のあり方を見直すこととしております。

また、計画の効果関係につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、財政上の特例措置

については、財特法の期限切れへの対応も含め、今後の公害防止事業の推進に支障が出ないよう、具体的な措置について十分検討することが必要。他の法令に基づく地方計画との整合確保は、引き続き必要としております。

最後になりますが、将来的には、地方公共団体の環境施策に関する基本的な計画の制度、現在でも地方公共団体で環境基本計画、ないしは環境管理計画といったものがつくられてございますが、そうしたものの統合、移行についても検討を進めるべきであるとしてございます。

以上で資料2についての私からのご説明を終わらせていただきます。

○小林座長 ありがとうございました。

少し時間がございますので、ここで少し、その後のフリートーキングも含めて議論をしたいと思います。

それでは、各委員のほうから少しこの辺についてどう進めていくべきかについてご意見をいただければと思います。

それでは、今度は逆に行きましょうか。最後に浅野先生が締めていただくということで、それでは山下委員のほうから。

○山下委員 いろいろございますけれども、やはり国と地方のあり方がどうなのかということなんだというふうに思います。先ほど私申しましたように、財源の問題というのは非常に地方にとっては切実でございます。知事会も個別のひもつきの補助金は要らないわけですが、一括の交付金で欲しいというふうに言っておりますので、ある種分権、権限を寄こすのであれば裏づけ、財源の裏づけも一緒にということなわけです。

そうした中で、3ページの4番の見直しの方向性の②の表記ですけれども、たしかアンケートのほかの自治体にもありましたが、基本的にはほとんどの都道府県では今環境基本計画なり環境管理計画ができていて、この公害防止計画を存続させる場合に、現在自治体の裁量でつくっている環境基本計画をもってそれとみなすということであればというような意見が多かったかと思いますが、逆のベクトルで国のほうで基本的な計画という、環境に関する基本的な計画のフォーマットをつくって、そこに地方が合わせるというのは、分権の関係からしてもいかなものかという意見はあったと思いますけれども、まさしくそういうことでありまして、この②番の基本的な計画の移行というのがどっちのベクトルを踏まえての書きぶりなのかなというふうにちょっと思っていたわけですが、少なくともそういう形での統合と言いますか、移行という整理をする場合でも、それは地方の裁量に従う、作り方はいろいろとディテールはあると思いますけれども、地方の裁量の部分がベースで、それがみなすことができるかどうか

かという制度設計は必要かなというふうに思っております。

○小林座長 ありがとうございます。

では、丸山委員。

○丸山委員 いろんな考え方があると思いますが、私も現職のときには、ある時期になりますと、国のほうに自治体代表としていろいろ財源のお願いに上がったことがございます。今の現状においては、財源を含めた形で、財源移譲という形で地方分権というのが台頭にしているわけでございます。私が今現場のほうの声を聞いておりますと、私どもが昭和40年代とか50年代のかつてひどい公害状況を確認しながら対応してきた時代から、相当程度改善がみとめられる現状では公害の現象もかなりかい離した状況になっているわけですね。これだけ行政効果が認められる中で、ややもするとその担当する人材確保が難しくなってきたというようなことも地方においてはおきているところです。そういう中で、公害防止計画を頭から全部廃止するというのではなくて、国が地方を支援する部分と、それから地方が自立する部分、こういう部分を何かいい支援策というものを国の制度として残したらよいと思います。

そういう中で、財源は財源の部分として先ほども申し上げたとおり別の問題と考えるべきであって、その公害対策に対する国の技術支援に重きを置きながら支援策というものを残した方向で考えてよいのではないかと思います。

この時期におよんで、地方と国が、それぞれの役割の考え方を整理して相対的に公害が減少しているという部分を踏まえた中で、きれいに整理ができればと考えております。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは。

○谷口委員 大体資料2で書かれている内容に関しては、方向性としてはこんな感じかなという感じがしております。一つちょっと、僕自身も今日勉強して、復習してから来ればよかったなと思ったのは、環境基本計画にシフトしていこうという流れになっているんですけども、環境基本計画のつくり方自体が今どうなっていたかなというのがちょっと気になっていて、例えば、ここで挙げられている自治体さんみたいなのは、つくられているところが多いですけども、本当に全部つくっていたかなとか、もうちょっと小さい自治体さんになった場合にどうなるかなと。ここにいらっしゃるの東京さんとか川崎さんとか非常にすばらしい自治体の方ばかりなので、もうちょっと小さい自治体になった場合にどうなっていたかなというのがちょっと気になっているところです。

というのは、環境基本計画に、それで変えましょうということで何となくいいような感じがするんですけども、そうなったときに、何となく環境基本計画はきれいごとの部分を書いているような感じがするのもあったりして、恐らくここで努力義務という言葉が出てきたときに、本質的に一番大事な問題、ネガティブな問題から地方自治体が目をそらさない努力義務みたいなのが本当に環境基本計画の中に今盛り込まれているかなというのがちょっと気になっているところですよ。

要するに、公害的な問題というのがどこでどういうふうに発生するかわからない状況、なくなってきたことは事実だと思うんですけども、もし発生したときに、自治体としてはちょっとやっぱり目をつぶりたくという状況というのはやっぱり発生すると思うんですね。コストも発生するいろんなトラブルも発生するかもしれない。そうしたときに、今の環境基本計画の作り方の中でそういうことをきっちり対応できるかということは環境基本計画にもしもシフトしていくおつもりなのであれば、やっぱり環境基本計画の作り方というか、そちらできちんと受けられるようにしておいたほうがいいかなというふうに感じております。

とりあえずそんなところですかね。

○佐藤委員 佐藤でございます。

私どもの秋田県でということで、蒸し返して申し訳ないんですけども、アンケートの26ページあたりで、富山県と秋田県が書いていますけれども、同じ問題を抱えています。これは、国のスキームが変わって、カドミウムの問題なんですけれども、前のスキームだとほぼ終わりに近づいたということで、やれやれというところまで来たんですけども、ご存じのように基準値が大幅に厳しくなります。そうした場合に、これは我々が好む、好まざるに関わらず広大な汚染地がまた発生します。そうすると以前とお金がないから違うスキームでやりなさいよと、県でやりなさいよと言っても、これもはっきり言って無理なんですね。

前にも申し上げたんですけども、10アール当たり300万から500万かかります。それが1,600ヘクタール、そのぐらいの面積が新たに公害地として我々が望んでいなくても、法律の改正という形で出てきた訳です。これも全部の中で、総合的に講じないという形でばっさりやられた日には、恐らく県としては対応できないだろうと思います。

要は、そこら辺が根拠になって秋田県、富山県は従来どおりの形でやってもらえないかというふうなことです。一般的な公害法とはそこら辺がちょっと違うと思います。つまり、国の施策の変化によってまた新たな公害が生じてきた場合に、地方がこれを全部引き受けるということにはならないと私は思います。

ちょっと典型的な例ということで申し上げたということで、ご理解ください。

○小林座長 ありがとうございます。

○岡田委員 2つございます。まず、この委員会、前回の委員会の後に議事録等を見せていただきまして、最初は何を感じたかと言うと公害って何でしょうという当たり前のことをもう一回見ました。そうしたら、なるほどと多少はわかりましたが、結局今回の例えば1ページ目の現行の公害防止制度についての①、公害防止計画制度は、公害対策を総合的に講ずると。後ろの2ページも、①のところに、公害が著しい地域においてとか、典型的な公害とか、これはその程度は、相当程度は達成したけれども、公害対策を総合的に講ずることの必要性が否定されるものではないと。いろいろ公害対策とか総合的と書いているのですが、その定義がやはり極めてあいまいというか、錯綜しているので大きな問題が出ているのではないかと。昔のような著しい公害とは何のことかよくわかりませんが、確かになくなったというのはコンセンサスが得られていると思うんですね。

ところが、先ほど佐藤先生がおっしゃったカドミウムが超過しているとか、それからこれから新しい環境基準がだんだん出てまいります。例えば溶存酸素、海の底の溶存酸素の濃度を基準にしようとして、それが実際に動きますと基準に達成していない海域がいっぱい出てきますね。そういうときどうするかと。それも、この公害防止計画制度の中の公害に入れるのか。しゅんせつの話も公害なのかと。確かに魚が、有明海では魚が獲れなくなったと、これは公害ですかねと。でもやっているわけですよ、たしか覆砂とか、その辺のところの定義をきちんとしないとこの公害防止計画制度の見直しが相変わらず混乱を続けるだろうというふうに感じました。

あと1つは、これはなかなか難しいと思うんですが、1ページ目の②、現行の公害防止計画制度のところ、②環境大臣による公害防止計画制度の策定指示の2. 目ですけれども、ナショナルミニマムの確保と、これはどういう意味を持っているのか、ちょっと前回と見てよくわからなかったのですが、ナショナルミニマムの確保というのはある意味で非常に重要だろうと。例えば、ある自治体の首長は、産業政策はすごく熱心で、公害防止というか、環境施策に極めて不熱心だった。すると、多少汚れていても放っておくと、こういうことが起きると、それはそれでその地域の住民なり首長の勝手だからいいじゃないというのも一つの発想かもしれませんが、やはりナショナルミニマムというのは確保したほうがいいだろうと。

要するに、人間は移動するわけですから、もっとも嫌だったらその地域から出ていけばいいというのはもちろんそれはそうですし、選挙のときにそいつを落とせばいいというのももちろん

んそうかもしれませんが、現実にはなかなかそうはいかないので、ナショナルミニマムの確保というところにおいて、こういう制度を運用するのは多分必要だろうと思います。ただ、そうすると、何もしないでナショナルミニマムを確保すると称して国からの補助金をもらったほうが得だというようなことにひょっとしたらなるかもしれないので、その辺は制度の私は専門ではないので、制度のプロの方にうまい方法を考えていただいて、ナショナルミニマムを達成するという事は非常に重要だろうと。

しかも、このナショナルミニマムというのは公害から人の健康を保護するとかという極めて初歩的なナショナルミニマムですよね。じゃあ、公害ではなくて、例えば生活環境を守るとか、それから環境基本計画に書いてあるような自然環境も含めてナショナルミニマムをどこに持っていかということまで議論すると、多分この制度はもっともっと広がるというか、広がらざるを得ないのかなと。数億じゃなくて数百億要るのかなと、いかどうかわかりませんが、例えばそういうふうにもう少し公害なるものとかナショナルミニマムなるものをもう少し現代の新しい方向にあわせて考えていけば、多分私も納得するし、皆様方も納得のいくものになるのではないかとこのように感じました。

以上です。

○小林座長 ありがとうございます。

○岩崎委員 考え方自身が整理されているわけではないのですが、今日のこの資料2を見させていただいて、公害という言葉はたくさんいろいろなところで出て、きていますが環境という言葉はどこにも出てきていないんですね。それが私自身がこの問題に取り組み始めたときの昔の資料のように思えて、少し違和感があるなという感じがします。

ところどころにそういうところが見れるわけですが、実際に先ほど岡田先生はじめいろいろご意見ありましたけれども、今の公害問題というのがかなり幅広くなってきています。自然環境の保全であるとか、あるいは地球環境も含めてかなり広い範囲になってきています。それを主要都市においてもやはり積極的にそういうものを環境問題の中に取り組みでいく、そういう時代になっているのに、キーワード自身が非常に古いなというイメージを抱いています。

実際に財特法でお金が入ってくるということから言えば、どういう形でも各地方自治体にプラスになってくれるのはありがたいことだと思いますけれども、今すべての事業が公害問題とか環境問題をキーワードにして多くのところすべて入ってきているわけですね。道路行政もそうですし、港湾、河川、すべてが環境問題をキーワードにして取り組み始めてきている、そういう時代にまだ公害という言葉で取り組んでいる制度自身が非常に古いなという感じが

たしております。

もう少し何かその辺で将来これをやめるのであれば僕はこれでいいと思いますけれども、新たに構築するのであれば違う視点を入れたいなど。特に先ほどから話しありましたように、2ページのところでの環境大臣による関与のところ、国の施策との関係というのがあるわけですが、この辺になってくると、本当に今の国の施策と本当に一致するのかどうか、その辺をやってもらうためにはやはり違うことだっていっぱいあるんじゃないだろうか、もう少し公害というキーワードだけじゃなくてももう少し違うキーワードを入れたいなという感じがいたします。その辺は役割に関しては、私はこれを残すということであればそれで構わないと思いますけれども、国の役割に関しては、先ほど丸山委員も言われたように、国の関与が単なるお金を出すとか、そういう財特法で出すというだけじゃなくて、技術的な援助という話がありましたけれども、やはり地方がやるときのサポート体制みたいなのはどうやったらいいのかというのは、これは別にまた考える必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

○小林座長 ありがとうございます。

○浅野委員 いろいろご意見が出たわけですが、まず1つは、岡田先生の言われたミニマム、これが現行制度はこういうことを考えたと言っているわけで、もともと岩崎委員がおっしゃることも含めて言うと、昔話になりますが、環境基本法をつくるときに、公害防止計画の規定を環境基本法からはずして別法にしてはどうか、と提案しました。環境基準と公害防止計画が唯一基本法に残される公害対策基本法の中の実体規定で、それは環境基本法の考え方や理念にはなじまない、だからこれは別法で残せと言ったんですが、2つしかないのもそれだけで別法というわけにいきませんと言われてしまって、無理にこれを環境基本法の中に残したわけです。ですから、全体に環境基本法の持っている思想と公防計画、環境基準の2つは合わないのです。だからしょうがない面がある。ただ、環境基準のほうは、既に生物のことを考えた基準みたいなものにまで発展してきていますからそれはそれでいいんだろうと思います。

そうすると、環境基準が進化してきているたという歴史を考えると、もう一回この公害防止計画でいう公害という言葉も進化させる余地はあるのだろうと思います。岩崎委員は、もうこんなものは死語だとおっしゃたけれども、現実には健康被害の問題では新しい問題が次から次に出てくるわけです。化学物質問題は、典型公害として環境メディア別切り口での議論にはなじまないものですから、何となく化学物質の環境リスクのようなものが公害とは認識されていないんだけど、実はもともと公害が環境メディアである大気、水、土別に、というそっち

のほうからの切り口からスタートしてしかも被害現象とくっつけて個々の典型七公害概念をつくってきていますから、それに入り切らないものがあるはずです。

そうすると、つまり大気、水、土という環境メディアを横断しての被害現象、汚染現象、それによる人の健康に対するリスクという問題も、本来公害でなくてはいけないはずです。そうすると、そういう意味での危険性はまだ残っていますから、その辺をちゃんと意識しておく必要があるだろうというのが1点目です。

ですから、その意味では岡田委員が言われるミニマム論というのが現代的環境政策課題におけるミニマム論ということになっていくのだろうと思うんですね。ただ、やっぱりいかにもミニマムという言い方は生活保護基準のような発想のように聞こえるおそれがあります。だから、ちょっとこういう文章を書くときにミニマム論みたいな言い方がいいかどうかは、これは検討の余地ありです。もっと上手な表現で言わなきゃいけないだろうし、あるいは自然も含めて物を言うのだったらもっと別の言い方があるだろうと思います。

それから、次は、地域環境基本計画のお話ですが、この3ページの4の②はややイージーです。ご指摘のあったとおりだと思います。何となくリップサービスのところであって、公防計画をこのまま死守しますというのではどうも世の中持ちませんから、将来的には変えましょうと、ただ、これは将来の話ですから当面はとにかくこれでやりますというような印象になってしまうので、もうちょっとここは突き詰めた議論をしなくてはいけないかもしれません。

それで、これもまた昔話ですが、環境基本法をつくったときに、環境基本計画の条文を入れることについては結構反対がありました。環境基本計画を基本法の中に入れることができたのは、閣議決定にしますと言ってそれでようやくおさまった。閣議決定というのは拒否権を認めるということですからそれならよかろうということになったわけですね。私はそのときの構想としては、地方公共団体にも環境基本計画、少なくとも都道府県に環境審議会を置けと言うのだから都道府県には環境基本計画はつくらなきゃいかんぐらいのことは置くべきだろうと思ったのですが、これは地方分権の建前もあり、地方自治体に国が何か命令するというのはよろしくないというような理屈があって、確かに逆らえない論理なものですからあきらめてしまったんですが、本当は、事業省庁がそんなものを法定計画にするのは嫌だという事情があったものだからつぶされたと、それが真実だったのだろうとも思います。それで、しょうがありませんので、基本法ではどう読むかと言うと、地方公共団体は計画的に施策を講じると書いてあるから、それが地方公共団体の法的な計画の根拠だと考えて、あとは環境基本条例で担保してくださいということになったわけです。

だから、今ではなおさらのこと、環境基本法の中に、自治体にもちゃんと環境計画をつくってください、それをつくるべきというふうを書くのは難しいかもしれないけれども、つくることが望ましいとか努力義務だということは入れるべきだったろうと思っています。その点は生物多様性基本法は努力義務ということで入れていますので大分いいわけですが。

そうやって見てみますと、この地域環境基本計画についても違った見方ができてくるんだろうなと思うのです。ただ、確かに地域環境計画をあちこちでつくってきた経験から言うと、国にこういう計画があるからそれに右にならえという形で地域環境基本計画をつくるというタイプの自治体が多いことは否定できないですが、これは決して褒められたことではない。やっぱりそれぞれの地域の特色をちゃんと考えて計画がつくられるべきだ。あるいは市町村で人口が数万程度のところだったら、大気、水、土壌とか全部並べる必要はないわけで、何々川を守るという計画をつくればそれで全部できちゃうという場合もあるわけですから、それは一向に構いませんよということを既に環境計画課の名前でガイドラインをつくったりしていろいろとアピールしてきたというこれまでの取組もあります。環境基本計画、地域の計画というものについてはやっぱり自由度を残しておかなきゃいけない。

だから、ここでさっき言った新しい意味の公害問題に対応するということが公防計画の固有の課題であると言うのであれば、どこまで地域環境管理計画へ移行させるかということになるかという点を特に吟味する必要があるだろうと思います。

最後に、少し技術的な話ですが、現行の環境基本法に公害防止計画の規定があって、正直言うと、環境基本法を公防計画の取り扱いだけのために改正をするというのは甚だきついことなので、これは現行法を地方分権絡みで変えるというのが一番素直なやり方だろうという気がするわけです。つまり分権一括法の中に入れてしまって、それに抵触しない範囲で変えていくということにすることは一つのが合理的なやり方だろうと思うわけですが、そのときにこの今書かれていまするペーパーでは、都道府県知事が自由に策定ができることにするというふうに書いてあり、これはこれでいいんでしょうけれども、現行法は大臣が基本方針を示すと書いてあるんですね。そこをどうするかというのが一つ残るわけですね。自由につくってくださいと言うのだったら基本方針もないはずですが、しかしある意味では国が関与して何か調整役をしようというときに全くどういう作り方をしようという自由でございませぬというわけにいきませんからここをどうするかというのはかなり技術的には難しい問題が残ります。ただ、幸いにも、公対法も基本法もどっちもありがたいことに基本方針と書いてあるだけで、基本方針の中身が何であるかとは何も書いていませんから、これは大幅に模様替えをしまえばいいわけで、この点

だけに絞ってこれはぜひやってくださいというようなことをやるのか、あるいはそこをどうするかですね。

私は、全く自由にやってください、やりたくなければやらなくていいですよという仕掛けにしてしまうのか、それとも自由にやってください、だけど国の観点からこれはぜひ調整をしてやっていただきたい場合にはつくっていただけませんかねとお願いするというタイプのものと二本立ててもいいような気がしますね。例えば、広域的に調整をしていただきたいというような問題が、これから先PM2.5や何かでいっぱい出てくると思うのです。そうなりますと、ある県はやります、ある県はやりませんというのは困るので、これはやっぱりお願いしますねと。将来道州制になれば道州にお任せしますけれども、道州制が実現するまでの間はやっぱりお願いしますねというような仕掛けがあつていいような気がするんですが、これはどうでしょうかブロックでちゃんと結束を固めて何かやれるという状況があれば別にそういう必要もないんだけど、九州にいると九州は必ずしも一枚岩ではないのでなかなかうまくいかない。たとえば関東はどうでしょうか。

○山下委員 現在、実は環境問題を当面の課題としての広域連合をつくろうということで検討を進めていますので、また、あるいは報道にもありましたように関西でも、関西圏の広域連合ができるということもありまして、そこにも国への権限委譲を絡めてそうした課題を入れていきたいと思いますから、ある種の仕掛けがあればそういう形で受け止める土壌はあるというふうに思っています。現に、私どももPM2.5の測定局は来年度からふやす予定でございますけれども、やはり近隣県とその情報は交換したいという話はございます。

以上でございます。

○小林座長 どうもありがとうございました。

私自身も、今お話を聞いていて大分気になったことがございます。まず1点は、国が基本計画をつくっているわけですが、これに対しての地方の策定義務とか、策定についての規定というのはどこにもないわけですね。実際に地方がつくっている基本計画というのは、そこのおおのの条例に基づいてつくっておられるわけですね。ですから、突き詰めていきますと、地方に基本計画をつくれという場合に、基本法の中にどう書き入れるのかというのが一番大きな問題で、そう考えていくと、一番私気になっているのが、環境基本計画と地方にある各地方の条例の整合性はどうかと聞かれると一番問題点なんですね。ほかの法律というのは必ず法律があつて、それを受けて条例ができているわけなんですけど、環境に関してはそれが無視されているわけですね。ですから、私が知っているどこの都道府県の条例もそうなんですけど、基本法

がなくてもその地方の環境が全部できるような条例のつくり方をされているわけです。完全にダブってつくっているわけですね。この辺どう考えるのかと、その辺を容認するのであればそれを踏まえたつくり方をしなきゃいけない。

もっとひどい話ですと、水質汚濁防止法とか大気汚染防止法で届け出をしなさいと書いてあるんですが、同じことが条例に書いてあるんですね。ダブって届け出義務がなされていて、実際にやっているのは何をしているかと言うと、大体法律に基づいて届け出をするところについては条例もダブっているわけですから、そのところは条例による届け出もみなすという遵法規定をつくっているわけですね。法にない特定施設があるところについては条例だけの届け出をとっているというのが実情なんですね。こんなことが現実には環境以外ほとんどないと思うんですが、そういうことを踏まえていったときこの問題も大変複雑な問題になってくるなど、ですから下手に地方の基本計画をつくれということを言うとえらいほかの問題にまで波及するなという感が1点しております。それが1点。

それから、もう一点は、公防計画を基本計画に置きかえたらどうですかというご意見が結構地方なんかにも出ていたんですが、私は基本計画と公防計画というのは基本的に違うというふうに考えています。ですから、ちょっとこの辺は岩崎先生と意見を異にするんですが、公害ということはやっぱりあると。ですから、環境保全と公害防止は違うんだという視点で公防計画をつくってはどうかという気が私自身はしています。

何かというと、ある一定のミニマムをつくって、それを越えて、何らかのそこに対しての是正措置をとらないかんというものを公防計画だと割り切りをすれば、逆に言うと、基本計画というのはある環境を保全するための計画であって違うんだと、予防計画と是正計画という視点を変えれば十分これは成り立つのではないかなという気がしています。

それからもう一点、これは公防計画そのものが途中から変更になって私自身、作業するのに大変実際に地方自治体にいて困ったんですが、初めのうちは、公防計画というのは、例えば水問題で、ここの川の水質汚染が進んでいるからこれを対策とるんだ、そのために下水道整備をやり、工場の規制を厳しくしますと、こういうのが公防計画だったんですね。この場合は、水の計画だけつくればよかったんですね。それに基づいて下水道整備に対する補助金が出ていたわけです。ところが、途中からそれだけのためにすべての項目について計画をつくりなさいというばかな改正をやってしまったもので、そのために実際の担当者はうんざりと、その結果何が起きているかと言うと、何か基本計画の一部分をとってきて、ただずらずらと並べているだけで、そのために逆に本当にやらないかん公防対策が薄まってしまっているというのが今

の現状だと思うんですね。そういう意味で、私は今回これ直すのであれば、先ほどどなたか先生が言われましたように、視点を決めて重点的な対策をとるといふ書きぶりに変えるべきではないかなという私は感じを持っています。

もう一つは、これ公防計画要らないよと、地方の環境基本計画だけでいいじゃないですかという話があるんですが、一番これで私、実際に困ったのは何かと言うと、地方でつくった計画の対策は地方だけでやっていただいて結構ですと。何を言うかと言うと、国の直轄機関がやっている直轄事業がいっぱいありますよね。これの事業をやってくださいと言うと、それは地方が勝手につくったんだから地方でやってくれたらいいので、何で本県の場合ですと近畿整備局で、近畿整備局が下水道整備とか道路整備を何でうちがせないかと、うちうちで独自の計画でもってやりますよと、そんな兵庫県の計画にあわせて何でやらないかと言ってはねつけられるんですね。こういう意味から行くと、公防計画というのはすごい重要な意味を持っているんですね。公防計画に書いてあれば、国交省とか農水省はやってくれるんです。そういう意味合いから言うと、この公防計画というのは、補助金だけではない効果というのが結構あると思うんですね。そういう意味で、ぜひこの公防計画、私自身は個人的には残していただきたいし、そのための特別交付税の措置というのが必要かなと。

ただ、この交付税措置に対しての問題点は、これもひどい話ですが、廃棄物処理施設に対するかさ上げがあるわけですね。ところが、廃棄物問題はそこでは起こっていないんですね。廃棄物処理施設を単に建てかえるために、それに対して特別措置が欲しい。ところが、そこで廃棄物対策で何も問題起こっていないのに、そのために大気汚染対策とか水質汚濁対策の計画書をつくらないかんといいばかなことをやらされるわけですね。ですから、それを担当する人間にとつたらうんざりというのが本音なんですね。ですから、その辺のことも踏まえて何か対策をとっていただく、計画をつくっていただいたらいかがかなというのが私の今思っている本音と。

それから、全部これ仕組みを変えろと言うと大変な話なので、今ある仕組みの中でどこが触れるのかという考え方じゃないと難しいのかなと。ですから、基本法の中に公防計画のことが書いてあるんですけども、これをばさっと外して別の条文をここに入れろというのは物すごい難しいだろうと思います。すると、この条文を残したままどう触れるのか、どういうふうに工夫できるのかというのも一つの視点なのかなという感がしております。

ちょっと私、しゃべり過ぎだと思うんですが、これを踏まえて少しフリートーカーというか、ご意見をいただければと思うんですが、いかがでございましょうか。

○浅野委員 今、小林座長が言われたことには、多少私も責任があるようです。基本法に公防計画規定を移したときにたった一つだけ修正を加えたのは、環境基本計画を基本として基本方針を定めるものとするというふうにしていた点です。それで、環境基本計画ができた以上は環境基本計画に載っていることについて公防計画に入れられるべきではないかという意見にしたがって、ある時期からのデパート方式、公害防止計画になった。ただし、それだけではまずいので、重点項目はちゃんと重点項目として挙げて、とにかく特別セールのある場所があって、それ以外あとちゃんと何でもあるお店も両方用意しましょうというふうにしたわけですが、確かに環境基本計画を基本として策定するというのは環境基本計画に書いてあることをすべて網羅してというふうに読む必要もないわけですから、小林委員のご不満はわかるようにも思います。こうなったらこの段階では環境基本計画の関係する部分を基本にすればいいので、それで割り切ってテーマを絞り込むということは法改正をしなくてもできることだろうと思います。

ですから、基本方針が何であるかということについては、唯一環境基本計画をもとにしると言っているだけだから、それとは全く矛盾することを書いてはいけませんというだけのことだと割り切れればいいわけです。あと各地域について基本方針を定めるということが、これまでは指示ということと結びつくものですから、個々の地域ごとに全部個別に基本方針を掲げていたわけですが、別に地域についての基本方針というものが実際問題としてはほとんど内容は変わらないというような実情もあるわけですから、地域ごとにつくられなければならないわけでもない。一般的、抽象的にそういう該当しそうな地域についての基本方針というものを他の法令と同じような形で環境大臣があらかじめ定めておいて、それに基づいて都道府県知事が、もしくは政令市長、中核市長でもいいんですが、計画をつくろうと考える場合にはつくることができると思えばいい。

それから、環境大臣は、つくってほしいと思うときにはお願いすることができるというようなやり方も併用できるなら、何かうまく折り合いをつけることができそうな気がします。

○小林座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○岩崎委員 先ほどの私の話、公害問題が解決して環境問題に移ったなんてことを思っていないで、現在でももちろん公害問題というのは残っているわけです。大気面で言えばアスベストの問題なり、あるいはダイオキシンの問題なり、この10年にかかなり顕在化してきた問題というのはかなりあるわけですから、そういう意味からいって、公害問題から環境問題に移るべしという意味ではなくて、この文章の中でやはり全体的に公害という言葉が中心になってきて、

環境という言葉を非常に避けているような感じが幾分したものでそういう形をしたわけです。

地方自治体の環境基本計画を見ると、今の新しいものはほとんど地球環境の問題も入っていますし、自然保護も入っていますし、かなり幅広くなっているときに、そういう中で今までのような流れだけでいいのだろうかという、そういうちょっと中身に対する意見として述べさせていただきました。必ずしも公害問題が解決しているわけじゃないし、今後も出てくることがあるわけですからそれはそれでいいと思うんですけれども、少し何か新しい地方自治体が積極的に今地球環境も含めて取り上げているときに、少し感覚的にどうなんだろうという感じがしたのでそのように述べさせていただきました。

○小林座長 ほかにございますでしょうか。

では、地方のほうから、丸山さん、山下さん、何かコメントございますでしょうか。

○丸山委員 環境基本計画の問題と、それから公害条例のお話、いろいろ過程の中で変遷してきたことは確かです。地方は地方で、あるいは首都圏は首都圏での公害減少というのは着実に進んでおります。東京都さんも出席されていますが、かつて首都圏においては、8都県市等で今までにディーゼルの運行規制を取り組んだ実態でございます。この辺については、国と対立する部分が随分ありましたが首都圏の首脳が認識した中で8都県市で大規模に取り組んだというような実態というのは非常に大きい成果だと私は思っております。

国と相反するという、そこまで言うかというところもあるんですが、国がなかなか乗ってこない部分を我々自治体が協働としてやったというような部分、こういった部分を将来的にそういう取組ができるような形、今後はそのような計画を国が支援できるような形、そういったものを何かこの見直しの中で置いておければよいと思います。

個別自治体になりますと、なかなか大きな話には展開できない部分があるわけです。特に、自動車交通等による広域的な範囲に及ぶものについて、その騒音の問題、あるいは通過交通に伴う大気汚染の問題については、かなりの広域的な連携が必要でございます。そういった部分について、地方がやる部分についてさらに国も支援するというふうなシステムも、この計画の中に残せる部分があればすばらしいんじゃないかなと思います。

○小林座長 山下さん、いかがでしょうか。

○山下委員 若干重なる部分がございますが、先ほどの浅野先生の問いの回答のときにちょっと若干言葉足らずでございましたけれども、PM2.5については、今丸山局長からお話があったとおり、私どもは8都県市、4月から相模原市が入って9都県市になりますが、課題としては認識しているんですけれども、やはり先ほど来出ているようにどうしても測定局をふやすと

ということになりますとお金の問題が出てまいります。東京都の場合は測定局をふやしましょうという話にしておりますけれども、実際にふやせないという自治体さんもいらっしゃるようでございますので、やはり知見を集めて測定を続けて新しい対策をとという手順を考えてみたとすれば、そうしたその新しい課題に対しては、やはり計画というアプローチがいいのか、あるいは別のアプローチがいいのかというのは制度設計上議論がございますけれども、何がしかその国のほうでそういう形で自治体に対してアプローチをしていくということは必要だというふうに思います。

また、新たな課題だけではなくて、光化学スモックの問題は依然として負の遺産という形で私どもの環境基本計画でも整理しておりますけれども、それが例の二酸化窒素とのバランスとの問題において化学的にどういうふうに対応すべきであるとか、他の、移動発生源や固定発生源と絡めてどういうふうにしていくのか。自治体の場合はどうしても目の前にある課題をある種優先課題にしていきますので、そうした意味でガイドラインを示すなり、それに向けて誘導するための技術的支援、あるいは財政的な支援ということは今後とも必要であろうというふうに思っております。

○小林座長 ありがとうございます。

岡田先生、佐藤先生、谷口先生、何かございますでしょうか。

○岡田委員 やはり今のお話をずっと聞いていても気になるのが、その公害という範囲をここで決めることなのかよくわからないんですが、ある程度著しいとか著しくないとどこかで決めないと永遠に訳のわからないというか、必ずしも公害とみんなが思わないようなところまで補助金が行くとか、計画をつくるのがなくならないだろうという危惧をやはり感じます。もちろん公害を越えて環境にしたってもちろんいいと思うんですが、その議論はここで決着しなきゃいけないことなのか。もう少し今後の見直し、要するに運用しながら落ち着いていくところに落ち着くということでもいいのか、その辺ちょっとよくわからなくなったんですが、どんなものなんでしょうか。

○浅野委員 正直言って悩ましい問題です。ご指摘は的確な指摘だと思います。とにかく、今分権の動きの中で策定指示というあり方が問われていて、今のままでは持たないということははっきりしているんで、そこらを改めなくてはいけないということが一番の基本ですが、その上で自治体が任意につくって、つくれば全部補助金が何らかの形でくっついてきますなんていうような仕組みは、これはとてもじゃないけど逆に財務省はうんとは言わないでしょうから、それもまた持ちませんね。

そうすると、ちょっととりあえずお金の話と計画制度の話というものを当然のように連動させるという発想でこの仕掛けを考えていくということは難しいかもしれません。そこはだから、この今出ている事務局のドラフトもはっきり言ってむにやむにやむにやと書いてあって、連動するとも連動しないとも書いていないわけですから、多分これは連動させるような仕組みにはなかなかしにくいのではないかと。ただ、環境大臣がお願いをしに行ったときに、お願いをしておきながら何の面倒も見ないという、そんな失礼なお願いの仕方はあるまいという気がするのです。お願いに行ったときには、応じてくだされば何か手当をするというようなことはあるのかもしれないけれども、じゃあ、お願いはしないけど自分たちがやったときはどうなんだという、それは知らないよというのも、これも変な話です。ですから、財政上の何らかの措置というのは、当面ここで財特の期限切れには対応しなきゃいけません、何とか支障が出ないように何とか検討しなきゃいけませんと書いてあって、これはこの限りでいいわけですが、その先どうするんだということについては、ここで積極的な案が出てくるかどうか。何を書いてもいいならとにかく必要ですと書けばいいのですが、そこをどうするかですね。これは検討課題としてどうもやっかいな問題がありそうな気がします。

岡田委員が言われるように、勝手につくってみんな何でも補助金が出る、あるいは交付金が出ますと言うのであればそれはハッピーでしょうけれども、そうはいかないでしょうね。

あと、とりあえずこの問題は頭の中では分けざるを得ないのかなという気がするんですけどね。直結させたら話が混乱してしまう気がしますから。

○小林座長 いかがでしょうか。

○谷口委員 今日何か大変勉強させていただいたなという感じがして、そういう仕組みになっていたのかと、浅野先生と小林先生のお話を聞いて非常にいろいろわからなかったことがよくわかりました。

やっぱり引っかかっていたのは、小林先生が説明された基本計画と公害防止計画は違う部分というか、公害防止計画はやっぱりミニマムの定義の問題はありますけれども、それをどうするかというお話ということですね。その点が非常に私の中ではクリアになったので、それ以上の僕は知恵は出せないんですが、今までご経験のある先生方のお話に納得したんですけれども、確におっしゃるように今ある仕組みの中でどこが触れるのかということでは今年度は対応できないのかなという感じはしたと同時に、それでいいのかという気持ちがいっぱ一方で、これはまた僕も仕組みを完全にわかっていないから言えることなのかも知れないんですけれども、何かもっと根本的に大きな仕組みに全体を変える努力というのが別のところで要る

んじゃないかなという感じが今のお話を聞いていて、別にちょっと今日の議論からそれてしま
うかもわからないんですけども、財源で事業も絡んでいるわけですね、一部。事業は事業官
庁がやっているというふうな話もあって、そこら辺の絡みも含めて、これは例えば、僕の分野
でイギリスでそういうプランをどうされているかという、環境でこうやったほうがいいです
よということのガイドラインが国のほうで、PPSというのが出ていて、それで地方のプラン
も事業もそれにのっとってやりましょうというふうな枠組みでやられているというふうな仕組
みもあるんですね。

だから、やっぱり環境のことを配慮しないとイケないと。それが非常にネガティブな部分も
プラスの部分も両方あるんだけど、事業も含めて全体をプランしてやっていかなきゃいけ
ないという仕組みが根本的に欠けているところに問題があって、やっぱりそっちの大きな話を
どこかでやらないとイケないのかなというふうに思った次第です。今年度3回の話に関しては
すみません、あんまり知恵がなくて申し訳ないです。

○小林座長 ありがとうございます。

佐藤先生、何かございますか。

○佐藤委員 私は、先ほどから申しあげているように、土壌汚染問題長年携わっていた関係で
思いがちょっと突っ込みというか、ほうが強いものですから、どうもそこから抜け出せない
ところがあります。あれも長い年月がかかってやっとここまで来ました。今最後のほうの公害防
止計画の見直しの方向性のところ、4ページのところですが都道府県の知事さんが自由にやっ
て環境大臣がどうのとか、地方公共団体がとにかくやれというところですね、何か私なんか
に言わせると丸投げして、あと地方で勝手にやりなさいというふうに見えます、実際ところは
知事さんが、実務者がいろいろやって知事が判こついで出ていくんでしょうけれども、それで
いいんですかというのが物すごく疑問なんですよ。

今までこんなことで、もう勝手にやりなさい。勝手にやるということは、要するに財源的な
裏づけはいたしませんよそれでいいんですかと私には見えるんです。この辺の説明がちょっと
わかりません。持ち返って説明するとこれはどう読むんだというふうに必ず言われるので、ち
よっと補足していただければと思います。

○小森計画官 説明が悪くて申し訳ございません。

この4の①の1)の2つ目のところで、「都道府県知事が自由に策定可能とし」というのは、
策定の開始を要するに都道府県のイニシアチブということにして、これ財源の裏づけを国で
するというに仮になる場合は、今の環境基本法もそうなんですけれども同意という制度があ

って、こちらについて残しておけば、例えば自由に策定しても、国が同意したものについてだけ財源の裏づけをします。国が同意した時点でそこを公害防止計画とするというような形での制度的担保ができるのかなということで、同意のほうは残すという意味合いで、当然財特法ないし、そういった財政的な裏づけをするのであればそういったものを残していくということで、ここが策定についての策定開始のイニシアチブを都道府県にゆだねるところであります。

○佐藤委員 つくるのは勝手だけど、同意がなければ動かないと、そういうことですか。

○浅野委員 そうではなくて、こういう理解です。要するに、今は命令されてつくるわけです。これはどう考えたって時代遅れです。だから、国が命令してつくりなさいというようなことはもうとてもそのままではいけません。それで、1つの解決方法は、つくっていただけませんかとか国が自治体へやわらかに願いますというやり方があるわけですが、事務局案はそうじゃなくて、つくるかつくらないかは知事さんのほうで自由に決めてくださいと。つくりたいという知事さんがいたらどうぞつくってくださいと。財政支援に関してはそれに対する国の同意という仕組みを残しておいて、同意があれば財政支援が働くというのでいいんじゃないですかという考え方ですね。

僕はそれに対して、それもあってもいいんだが、もう一つやっぱりどうしてもこれはお願いします、という場合があってもよからうという意見なんです。いろんな知事さんがいらっしゃるものですから、やっぱり国がこれはお願いしますねと言わなきゃいけない場合が出てくるんじゃないかな、両方あっていいんだろうと、こんなことを申し上げたわけです。

○小林座長 私も今お話しいただいた内容で、要するにここで言われるのは、国が指示をするという方向ではなくて、基本的には地方自治体のほうから策定したいということで意見というか出してくると。それに対して国としては同意をする、または助言をするという立場なのかなと。ただし、同意をし助言をした場合は、それに必要な財源については国はそれなりの措置をとるということだろうと思うんですね。

それからもう一つは、策定計画をつくらぬ都道府県に対して、策定に対する要請をするという規定は必要かなと思っているんです。これは何かというと、加害者と被害者の問題があって、いわゆる被害を受けている地方自治体と、加害者側の地方自治体が違うという問題があるわけですね。現実には有明海の問題でも加害者、被害者が違って結構もめていたと思うんですが、こういう場合に国がそれを調整する形で、いわゆる策定要請をするというのがあっていいだろうなというふうに思っています。

それから、もう一点、岡田先生が言われていた件ですが、公害の定義、これは私、公防計画

を策定するためのものというのはやっぱり決める必要性があると。ここで今決めるかどうかは別に、決める必要性がある場合は、やっぱり全国平均的なもの、例えば地球温暖化対策なんかというのは、私は公防計画の対象ではないと思っているんですね。これはどこでもやらなきゃいけない話で、そんなものではなくて、地域汚染があって、その地域汚染についてその地方自治体だけではどうしても対応できないような、財政的にもですね、そういうものについて国が関与するんだという割り切りがあってもいいのかなという感じはしています。

逆に、これは私がここで言う話ではないと思うんですが、いわゆる温室効果ガス問題について、地方自治体の中ではそれは国なり国家がやる話であって、地方自治体でやる必要性はないと、それは国で考えて、お金も国が出すとやっている地方自治体もないことはないんですね。そういうふうな部分である程度どこかで仕分けが要るのかな、整理が要るのかなという感じがします。

それからもう一つ、先ほど山下さんが言われていたPM2.5の話のときも、国が一方的に決めて地方自治体にやれと。しかし、地方自治体がやる費用は全部地方分権だから国は持てないよという、無責任だという地方自治体が結構あったんですね。これらについては白石局長もご存じだと思うんですが、そういう点については何らか国でも財政的に関与できる部分を探りますということで審議会がたしか終わったと思うんですが、いわゆるそのとき出た測定器を全部つけられるかという議論があってそんなに簡単にいかないよと。そうすると、測定器を設置するんじゃなくて、何らかの措置をとるべきではないかという意見が審議会の中でも出たと思うんですが、そういうふうな感じで新しい環境問題についても何らかの必要性が出てくるというようなことかなというふうに思っております。

今の議論でまた何かございますでしょうか。

○小森計画官 あと、4の①の1)の2つ目の◎のところに、策定指示のあり方を見直すというところ、事務局の気持ちとしては、策定指示を必ずしもなくすということに限定している話ではなくて、策定指示はそのままあって、ただその要件の発動の水準を高めるとか、そういったところも含めてこの策定指示のあり方を見直すということでちょっとつくらせて、作成させていただきました。

策定指示といっても、指示はすごく強い言葉な感じなんですけれども、法令用語としては指示をされてもつからないことはできるということが法令用語的に言うと拘束力は必ずしも地方自治体にありませんので、地方自治法上の助言といったものよりはやや強いんでしょうけれども、そういった意味合いで策定指示というのはあります。

○小林座長 あと、ございますでしょうか。あとまだ30分ありますが。

○岡田委員 今、小林座長のお話を聞いていて、浅野先生の話聞いて、公害の定義と申し上げたんですが、意外と地方自治体が自由に策定すると、その策定した中からすべてではなくて、国がこの言い方が妥当かどうか、重要度に応じて補助金にするとか何とかというふうにすると、公害の定義をあんまりぎりぎり決めなくても動くのかなと。

ただ、少し公害の定義が典型的な公害みたいなものではなくて、もっと広い言葉であるというのをどこかで合意しておくか、運用に応じてだんだんみんながわかっていくということでもいいかもしれませんが、もう少し合意しておいたほうがいいのかというふうな気がいたします。

それと確認ですが、公害防止計画制度という、この公害という言葉は変えられないんですよね、大変ですよ、わかりました。そういうふうになれば何とか行くのかなという気がいたしました。

○浅野委員 今日は、岡田委員に触発されてこの場で考えて物を言った面もありましたが、確かに今の基本法で言っている公害の定義というものは、読みようによってはもっと柔軟に扱うことができるわけだから、クロスメディアの汚染について何とかでも扱いようがあると。だから、これは環境基本計画の次の4次計画をつくる時に後のほうの各論編のところきちんとした工夫をして、今までみたいに原課に丸投げにしてそれぞれのところから出してもらった文章をそのままホチキスでとじるから全然それぞれの環境メディアごとの話になってしまっていたのであって、そこはやっぱりえいやと目を光らせてクロス環境メディアで議論ができるような仕掛けをつくってあげれば、それに基づいて公害防止計画についての基本方針をつくるわけだから、岡田委員の言うとおりになるだろうと思うし、それは必要なことだろうと思いますね。

それから、何度も何度も言っていることですがけれども、この今の基本法の計画枠組みの持っている最大のメリットは、国の出先機関が将来にわたって存続するかどうかは知りませんが、当面あるわけですから、さっき小林座長が言われたようにわが省は知らないよと言えないという仕組みが重要です。やっぱりここは法律に基づいていない限り知らないよというふうに言われてしまう面があるのでそこは大事なんだろうと思うわけです。

景観法は全く違う法律ではあるのですが、あそこも一自治体でも国の出先を引きずり込める仕掛けをつくっています。なかなかおもしろいと思うんですね。景観何とか何とか協議会をつくることになっていて、そこには国の出先も入るようになっていきますから、そうすると国が直轄で管理している営造物にいても景観計画に基づいての何かをやってくださいと言えるという仕組みになっています。こういう仕組みというものが現実に日本の法律制度の中には十分ある

わけですね。その点をもっと強調していくということが必要だろうと思います。もっとも地方、出先はやめろと言っている人もいますから困るけど、でも地方の出先がなくなったって、その場合は霞が関が直営でやることになるわけでしょうから同じことでしょう。やっぱりここであるように、公防計画ができた以上は国、地方公共団体が必要な措置を講じると。しかも協力して必要な措置を講じるという、そこのところの意義を強調していかなきゃいけないだろうと思いますね。

○小林座長 ありがとうございます。

何かだんだん難しくなってきたと思いますが、何かございますでしょうか。

岩崎さん、ありますか。

○岩崎委員 この前中央環境審議会の公害防止計画小委員会の委員長さんに説明していただきましたけれども、そこでいろいろな議論がされていて、ちょっと読ませていただくと、その中の議論がこの委員会にどういうことを期待しているのか、その辺の少し関係が、ちょっと私自身がわからないのかもわかりませんが、既にそういうところでかなり議論されていて、国との関係、あるいは地方との関係なんかも議論があるわけですが、そこでということが問題になって、その部分をこの委員会で期待されているのか、その辺の関係がちょっと、簡単に一言説明いただくとありがたいんですけども。

○浅野委員 実は、あまり関係しないというのが正解だと思います。というのは、大防法、水濁法の世界で今ちょっと十分でない部分があるので、そこを何とかしなくてはいけないというのが主たる目的ですから、あの答申は、大防法、水濁法の改正ということで一応終わるわけです。ただし、その中に関連する施策としては、要するに公害対策が最近少々空洞化している面があるので何とかしなきゃいけないという警告を発している面がありますから、その部分はあるのでしようけれども、こちらの答申の役割は、どちらかと言うと具体の個々の事業所やサイトの問題をどうしましょうという話よりも、もっと予防的に対策を立てていきましょうということが中心であり、他方、こちらの検討会は環境基本法に基づく公防計画という枠の中で議論していくということだろうと思いますし、個々の事業者に対してああしてください、こうしてくださいということは今まであんまり言ってきていない。ただ、これでよかったかどうかという問題はあるわけで、しかし、やっぱり規制法の話は規制法の話で、公防計画は規制を具体的にどうだ、こうだというような話ではないものですから、そこは仕分けをして議論したほうがわかりがいいのかなと思います。もう一度結論を言えばあんまり関係ない、気になくていいのではないかという気がするのです。もっとも、これは私の見解ですから、総政

局としてはどうですか。

○正田環境計画課長 もともと現行公害防止計画は、公害対策基本法に位置付けられていたものであったかと思えます。今回の議論を始める前、私なりに当時の立法に当たっての歴史について文献等を勉強してみたところですが、公害対策基本法の制度の際にはいろいろな批判があったとされていました。これはまさに今浅野先生からご紹介ありましたように、基本法においては具体的な措置が盛り込まれていないという点になるのですが、例えば大気なり水質なり、それぞれについてはそれぞれの規制法、個別法において、具体的な措置等は書き込んでいくこととし、その中で基本法において、こうした規定を置く理由としては、公害対策を進める上で大きな枠組みを定め関係者を巻き込んでいこうとするものであると。小林座長、浅野先生からご紹介ありましたように、できるだけ関係者を巻き込んでいって、その対策を進めていく総合的な枠組みをつくっていくんだという、これがもともとの公害対策基本法の性格であり、この点については目的を基本法として達成したんだと、これらの文献を私も拝見したことがございます。

そういう意味では、今先生からご紹介ありましたように、個別法の話と基本法的なところというものは、ある意味その対象としているものと、またそれに対してどのような措置を講じていくかということについては一つの仕分けというものはあるんだろうとっております。

○白石局長 ちょっと補足をいたしますと、資料の2の検討の背景のところに書いてある、まさにそのことございまして、浅野委員のほうからまとめていただいたと思えますけれども、その意味では繰り返しになると思えますけれども、今回のいろいろ不正なり偽造の資料が出てきたことを踏まえて、法律上どういう手当をしておいたほうがよいかという点についての議論がまとまってご答申をいただいたというふうに理解をしております。もちろんそういうふうな議論をすると、そもそも公害防止計画というのはどうなんだと、今日的には何なんだという議論をしなければならないという議論も、たしかそちらのほうの審議会でも出ていたかと思えますが、そういう面をここに書いてあるようにそろそろ期限の切れる時期に一遍見直してみようじゃないかというのがこちら、一遍見直してみようという中で大きく2つあって、1つは当面どうするんだと、それこそカドミウムの汚染のいろいろな基準が変わったりして、あるいはほかのいろいろな行政ニーズが出ているようなときにそのままというわけにはいかないんだろうけど、どうしたらいいかという当面の措置と、それからもう一つは、今日もお話し出しましたが、当面の措置を越えたあるべき姿というのもこの際一遍整理しておいて、これはまた次につなげ

るというふうなことの、大きく言えばその2つをここでご議論いただいて、さらにこれはいろいろ法律改正ということになりますれば、また別の形で中央環境審議会でもご議論いただくと、こんな段取りだろうと思っております。

○小林座長 ありがとうございます。

今の件で何かご意見、ご質問ありますか。ございませんか。

今の議論も踏まえて、私今お聞きしていてすごく感じたことが1つあって、何かと言うと、大気汚染防止法と水質汚濁防止法の成り立ちが違うんですね。そのために入っている思想が違っている。その思想が違っているにも関わらず2つの法律を並べておいて、中に同じように条文を入れたいというので入れたために整合がとれていないか、例えば大気汚染防止法の中で懲罰規定を入れているんですけども、懲罰規定は実は水質汚濁防止法に入っていると。それが大気に入れるときに、その辺のことをきちんと踏まえんと入れたために何かおかしくなっているのではないかと、以前もちょっとそんな話はさせていただいたんですが、そういうことが結構あるんですね。そういう思想の違いというのがもう一度見直す、その辺も踏まえて、これは公防計画とは全然関係ない話ですが、そういうこともこれから考えていく必要があるのかなという感じがしています。

それから、先ほど浅野先生のほうからちょっとあった、いわゆる公防計画そのものの制度的なあり方とお金の話を分けて、議論するのは分けたほうが楽なんですけど、これを分けますと大体地方自治体はどっこも乗ってこないと思います。お金があるから公防計画を辛くてもつくっているというのが本音だろうと思うので、その辺でもし財源をなくして公防計画の意味がどこにあるかと言われると、ほぼ90%以上の地方自治体が要らないよと言うだろうと思うんですね。その辺もやっぱり、要ると言っているところはほとんどが財源の問題が絡んでいる。

それからもう一点、実は公防計画の中で一番問題点は底質汚染なんですね。この中にも何か所か出てきたんですが、底質汚染をという、いわゆる負の遺産をどう対応していくか、今の環境はよくなってきたよと。だから、環境基本計画上は大体クリアしているにも関わらず負の遺産が残っている。その負の遺産をどう対応していくかというのも一つの公防計画側の視点かなという感じがしているんです。

特によく瀬戸内海ではよく問題になっているんですが、底質汚染があると、それをどうするかという議論の中で、海って誰のものという議論が今出ているんですね。私は、海は国のものだから国が責任とってやればいいので地方自治体は関係していないよと僕はずっと言い続けているんですが、現実には地方自治体がやむを得ずしゅんせつをしているところが多いわけですね。

この辺のことも含めて少し考えていく必要性があるなど。

そうなってくると、今ちょっと岡田先生が言ったナショナルミニマムは何ですかという議論が次に出てくるんですが、つまり基準のないところに対する対策はどうするかという議論が次にあると思うんです。この辺もこれからの議論かなと。そういうことを考えますと、第3回でどうやってまとめるのかなという感はあるんですが。

○浅野委員 計画の効果関係というところで財特についての指摘があるので、これはこれでいいわけですね。だから、あとは1と2をどうつなぐかという話ですから、だからそこであまり強く分権を主張する人から抵抗を受けないうまい工夫をすればいいわけではないでしょうか。ですから、やっぱり同意がこの財政支援の根拠であるということはそれはそれでいいんですね。

それとは別にもう一つ、岡田委員が担当しておられる話とのつながりを今急に思い出したんですが、覆砂の話です、これは今現実には、例えば九州で言えば地方整備局が港湾事業と称して部分的にやっています。あれなどは本当ちょっと国交省の応援もしてあげなくてはいけないのですが、ちゃんとした仕組みをつくっていかなくてはいけないのではないかと。それで、もう本当にこれ以上閉鎖性水域の問題は流入側で対応していてもそれには限界があるわけだから、底質改善以外ないという問題はあちこちにあります。それは本当は特別法の世界ではないかという気もするぐらいですが、あと、どこの海域はどこがやるんだという、担当の仕分けの話をしていけばいいわけでしょうから、今みたいに何となく実験的にごちゃごちゃやっているという話はもうそろそろ限界ではないかという気がします。この辺について岡田委員はいかがですか。

○岡田委員 浅野先生がおっしゃるように、この文章を見ていてカチンとくるのは、やっぱりあちこちでしゅんせつふくさをやっている。確かに必要なことはわかるんですが、どれだけしゅんせつふくさしたらどれだけ効果があるのか。おっしゃるように外から入ってくるものとの関係をどうするかという基本的、申し訳ないけれども哲学があまりないところでまさにちょこちょこできるところを試験しゅんせつとか、試験何とかと称して1ヘクタールとか、海は何千ヘクタールとあるのに、1ヘクタールやって海の水がきれいになるはずないだろうというようなことをいっぱいやっていることが非常に気になります。

○小林座長 ほかにございますでしょうか。

なければ、一応今日はこの辺でということにしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、ご意見もないようでございますので、とりあえず第2回で相当話が発展してしまったので、これは3回でどうやってまとめるかという感はいたしておりますが、事務局のほうから第3回の検討会についてご説明をお願いします。

○小森計画官 第3回検討会でございますけれども、3月を予定しております。中、下旬だと思いますが、お手元に日程調整依頼の表を配付させていただいております。こちらは後ほどメールでも様式を送付させていただきますので、今週末を目途にメールまたはファクス、ないしこの場でということでも結構ですので、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

○小林座長 ありがとうございます。

それでは、今日お書きいただける方は書いておいていただくということですね。ということをお願いしたいと思います。

それでは、最後になりますが、委員の皆さん方、何かあと一言ございますでしょうか。ございませんでしょうか。

なければ、これで終わりしたいと思いますのですが、局長のほうは何かございますでしょうか。

○白石局長 先ほど発言させていただきましたありがとうございます。

○小林座長 どうもありがとうございます。

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

午前11時48分閉会